

意見書案第 4 号

「共謀罪」の創設に反対する意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年3月28日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

森 あや子

中山 郁美

熊谷 敦子

近藤 里美

倉元 達朗

田中 丈太郎

「共謀罪」の創設に反対する意見書

政府及び与党は、犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律」の改正案、いわゆる「共謀罪」法案を今国会に提出しました。

「共謀罪」とは、まだ起きていない犯罪について、2人以上で話し合い合意すること自体が罪に問われるというものです。犯罪を計画・話し合ったと警察などがみなせば、処罰できることとなります。これは、実際に起きた犯罪行為を罰するとした日本の刑法の大原則を踏みにじるとともに、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とした憲法第19条に反する危険な内容です。犯罪に関係のない国民の人権・プライバシーを侵害する監視社会への道を開くことになるのではないかと強く懸念されています。

こうした「共謀罪」法案は、平成15年以来、過去3回国会に提出されましたが、国民の批判の高まりで、3回とも廃案に追い込まれました。

今回、政府は、処罰対象を「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」に限ると説明していますが、その定義は曖昧であり、労働組合や市民団体であっても警察などが認定すれば捜査対象になることは明らかです。「テロ対策」については、既に関連する13の国際条約を締結し、また、57の重大犯罪について未遂より前の段階で処罰できる国内法が存在しており、新たな法律を作る必要はありません。

戦前、国民の思想・言論を弾圧した治安維持法と同じ歴史を繰り返してはなりません。多くの研究者、法曹関係者らが法案反対を表明しており、政府はこうした声に耳を傾けるべきです。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、憲法違反の「共謀罪」を創設されないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣 宛て

議長 名